

情報通信分野のベンチャー企業支援について

平成14年10月30日

総務省

情報通信政策局

情報通信政策課

ITベンチャー企業の特徴と課題

- ・ITベンチャー企業、ベンチャーキャピタル、地方公共団体等 約50の企業・団体にITベンチャー企業の特徴と課題についてヒアリング。(平成14年3月～)

資金

(特徴)

- ・支出の大部分を人件費が占める傾向にあり、固定費負担が重い。
- ・土地、建物等の固定資産を有する企業が少ないため、担保資産が不足しがち。

(課題)

- ・信用力が不足しており、銀行融資になじまない面がある。創業期や創業間もないITベンチャー企業に対するリスクマネーの供給やITベンチャー企業の内部留保の充実が必要。

技術

(特徴)

- ・ITはドッグイヤーといわれる中、顧客を確保し、ライバル企業との競争を勝ち抜くためには、新かつ多額の研究開発を行うことが不可避。

(課題)

- ・資金面等で余裕のないITベンチャー企業が、多額の研究開発の資金を調達することは容易ではない。

人材

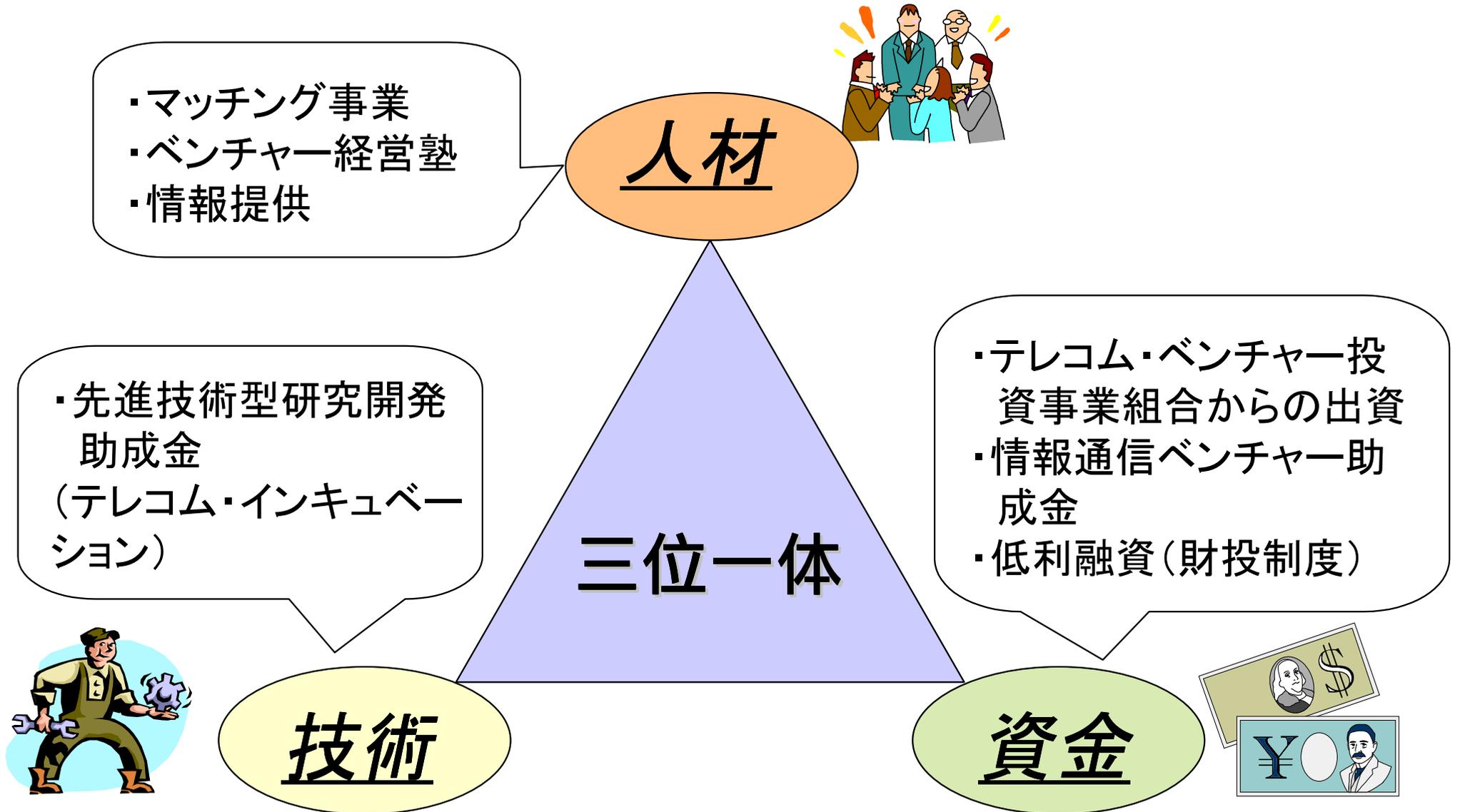
(特徴)

- ・技術革新のスピードが速く、これに伴い、経営環境の変化のスピードが速い。
- ・技術者による起業が多く、経営管理・営業面が弱い傾向にある。

(課題)

- ・技術指向型であるITベンチャー企業の起業を容易にするためには、経営面等での情報提供が必要また、他企業、他分野との連携も不可欠。大企業等やベンチャー同士の交流の場を整備する必要。

ITベンチャー企業に対する総務省の支援策



資金

●テレコム・ベンチャー投資事業組合からの出資

特定通信・放送開発事業実施円滑化法（以下「開発法」）の認定会社に対し、テレコム・ベンチャー投資事業組合から出資。（限度額：2億円、資本の額の最大30%以内）

●情報通信ベンチャー助成金

スタートアップ段階のITベンチャー企業に対し、事業実施に必要な経費の一部を助成。（限度額：500万円、助成率：1/2）

●低利融資（財投制度）

日本政策投資銀行等による新規事業の実施又は新規事業のための技術開発に対する低利融資
（開発法、新事業創出促進法認定企業に対しては特利を適用）。
利率：＜特利＞1.35%※（政策金利Ⅲ×0.9）
＜その他＞1.6%※（政策金利Ⅱ）
※H14.10.28時点、貸付期間10年（うち据置3年）、平均的なリスク水準の場合

技 術

● 先進技術型研究開発助成金(テレコム・インキュベーション)

先進的な技術の研究開発を行うITベンチャー企業に対して、研究開発に必要な資金の一部を助成。

(限度額:一般枠 3,000万円

産学連携枠:4,000万円 助成率:1/2)

【関連税制】 研究開発税制

人材

● マッチング事業

HP上 (<http://www.venture.tao.go.jp/>) でITベンチャー企業と大企業やエンジェルとのマッチングができる場を提供。(予定)
また、上記施策と好連携できるリアルの場も提供。(予定)

● ベンチャー経営塾

- ・成功ベンチャーの講義。(平成14年7月～、1回あたり約30名が参加)
- ・ビジネスプランの作成等を指導。(予定)
- ・ベンチャー勉強会(平成14年2月～、1回あたり約200名参加)

● 情報提供

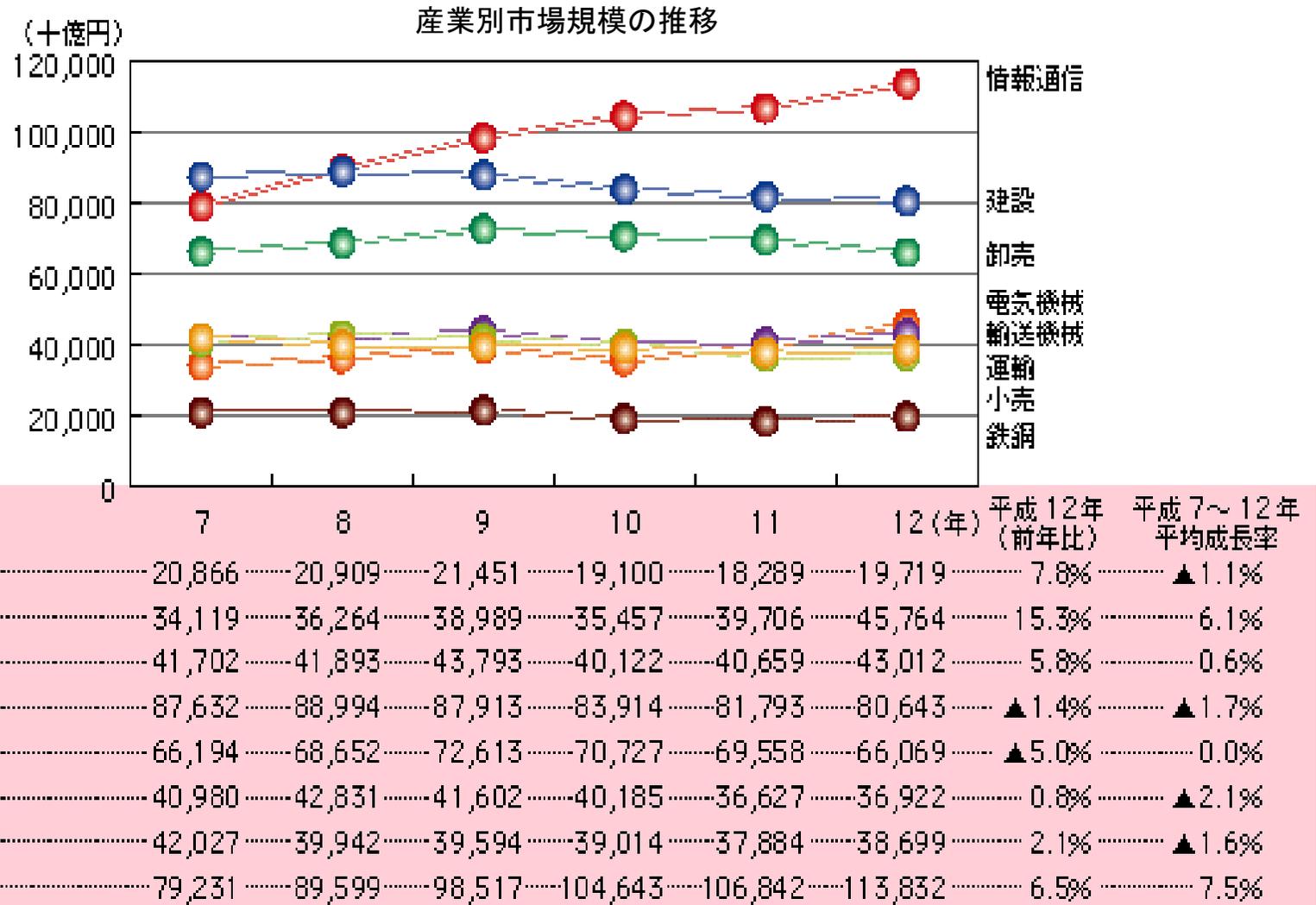
- ・情報通信ベンチャー支援センター (<http://www.venture.tao.go.jp/>) による無料の経営相談。(平成13年4月～)
- ・同センターによる助成金等の支援情報の提供(ワンストップ機能)。(平成14年7月～)

(参考)

	総務省の施策	施策の概要
資金	テレコムベンチャー投資事業組合からの出資	・特定通信・放送開発事業実施円滑化法(以下「開発法」)の認定会社に対し、テレコム・ベンチャー投資事業組合から出資。
	情報通信ベンチャー助成金	・スタートアップ段階のITベンチャー企業に対し、事業実施に必要な経費の一部を助成。
	低利融資(財投制度)	・日本政策投資銀行等による新規事業の実施又は新規事業のための技術開発に対する低利融資(新事業創出促進法認定企業に対しては特利を適用)。
	エンジェル税制	・特定中小会社の株式について、譲渡損が発生した場合には、当該損失を翌年以降3年間繰り越して他の株式譲渡益と通算。譲渡益が発生した場合には、公開前3年以上保有して公開後1年以内に売却した場合において、譲渡益を1/4に圧縮。
	欠損金の特例の税制	・開発法の認定を受けたITベンチャー企業に対し、欠損金の繰越期間を7年間認める。
	中小企業投資促進税制	・中小企業が取得する1設備160万円以上の全ての機械及び装置について、30%の特別償却又は7%の税額控除を認める。
技術	先進技術型研究開発助成金	・先進的な技術の研究開発を行うITベンチャー企業に対して、研究開発に必要な資金の一部を助成。
	研究開発税制	・試験研究費の額が5年間の内、高い値の3年間の平均の額よりも増加した場合に、その増加額の15%を税額控除(増加試験研究費税額控除制度)。 ・試験研究費の6%の税額控除、又は税額控除後の法人税額を法人住民税の課税標準として用いることを認める(中小企業技術基盤強化税制)。
人材	マッチング事業	・HP上(情報通信支援センター)でITベンチャー企業と大企業やエンジェルとのマッチングができる場を提供。また、上記施策と好連携できるリアルの場合も提供予定。
	ベンチャー経営塾	・成功ベンチャーの講義 ・ビジネスプランの作成等を指導。
	情報提供	・情報通信ベンチャー支援センターによる無料の経営相談。 ・情報通信ベンチャー支援センターによる助成金等の支援情報の提供(ワンストップ機能)。
	ストックオプション税制	・商法上の特例要件を満たせば、SO取得者は売却時にキャピタルゲインとして低率で課税(税率26%)。権利行使価格は1,200万円まで。

情報通信産業の成長

情報通信産業は平成7年から12年にかけて年平均成長率が最も高い。

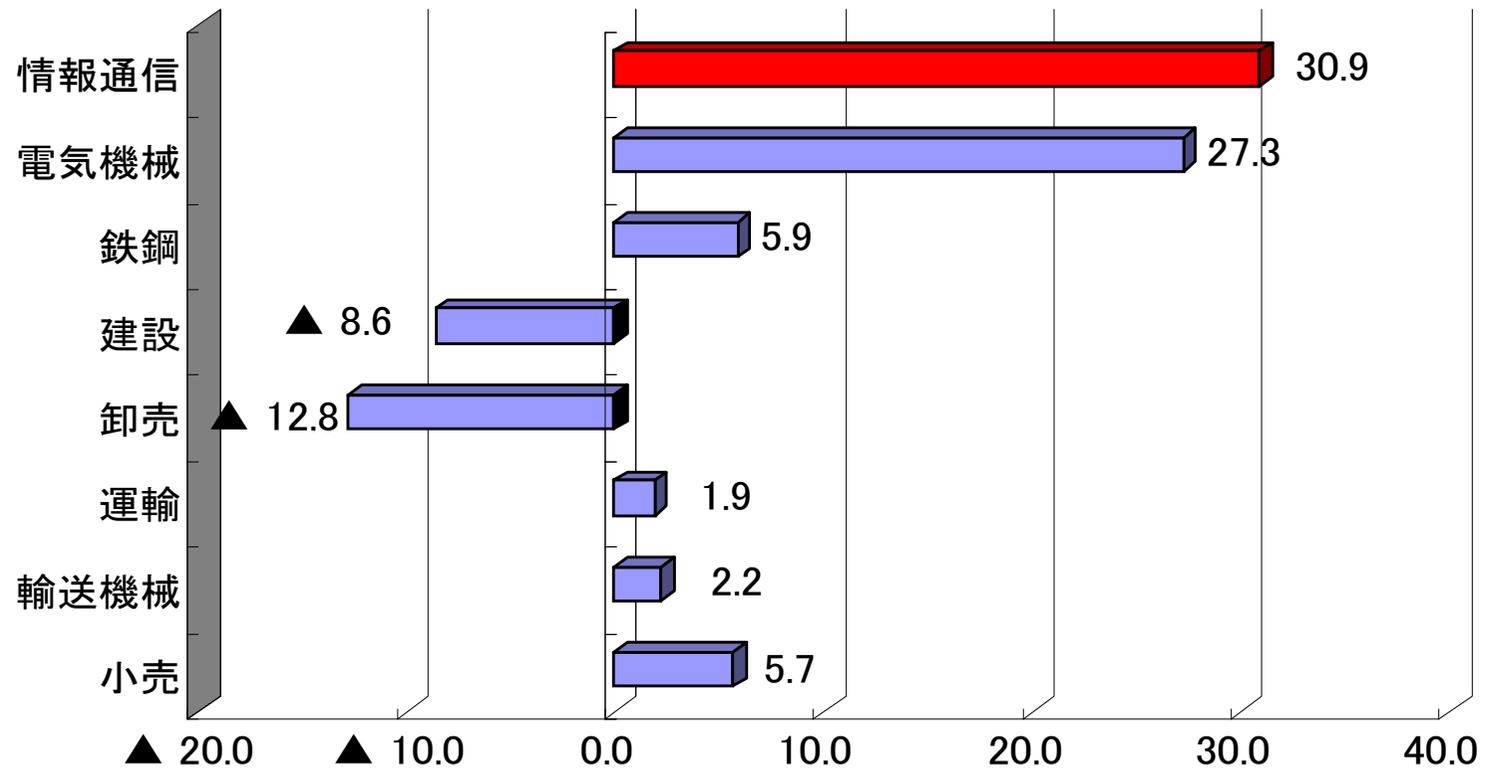


(出典)情報通信白書(総務省)

情報通信産業の経済成長への寄与

情報通信産業は我が国経済の牽引約。

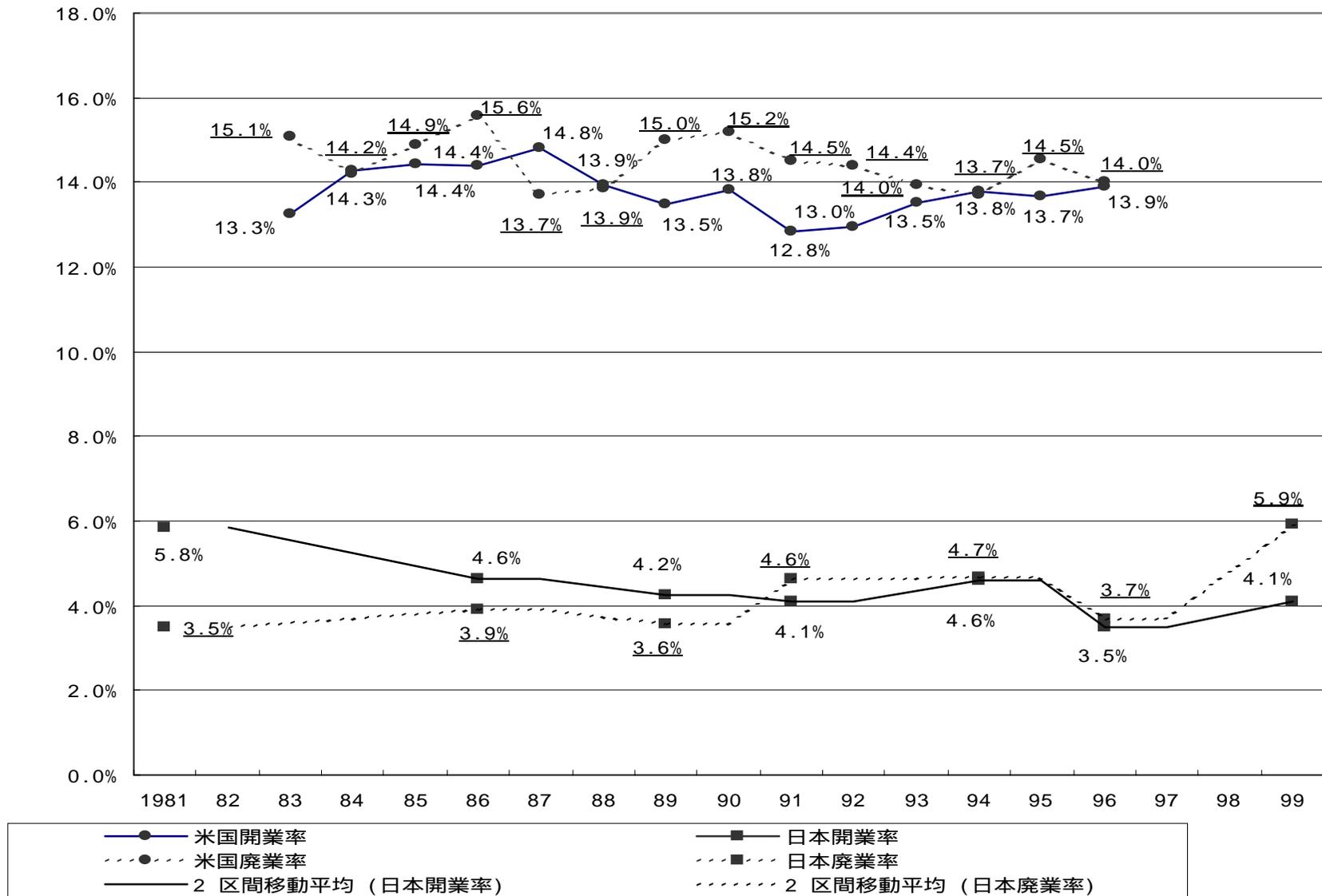
経済成長率に対する寄与率(平成12年)



(出典)情報通信白書(総務省)

日米の開廃業率

日本の開業率は、米国に比して1/3以下であり、極めて低水準。また、廃業率が開業率を上回っているのが現状。

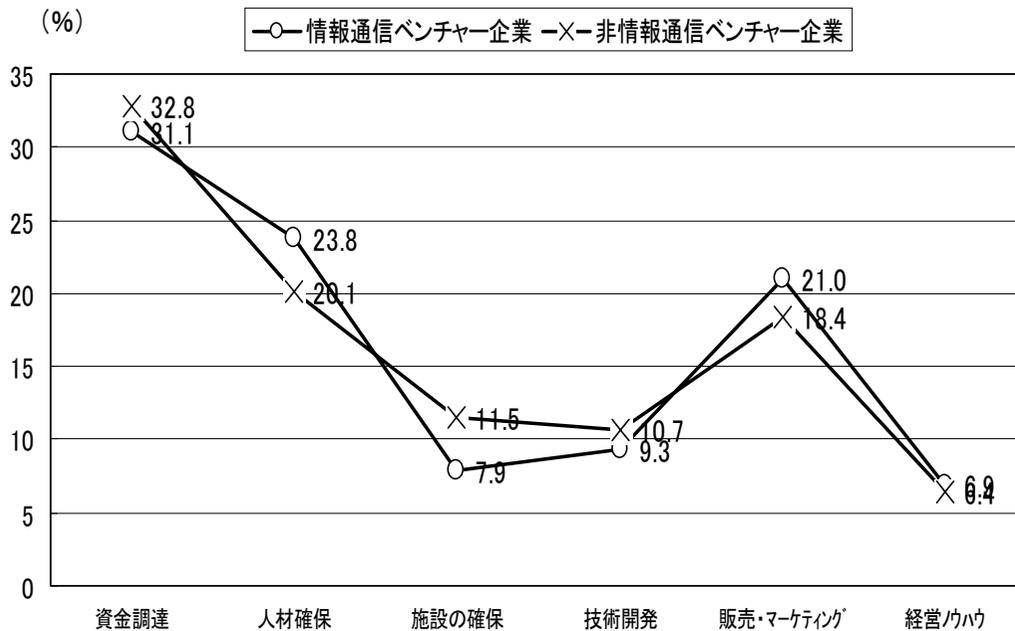


(出典) ネットビジネスの現状と課題の把握及び今後の支援策等のあり方に関する調査研究(総務省)

ベンチャー企業の経営課題

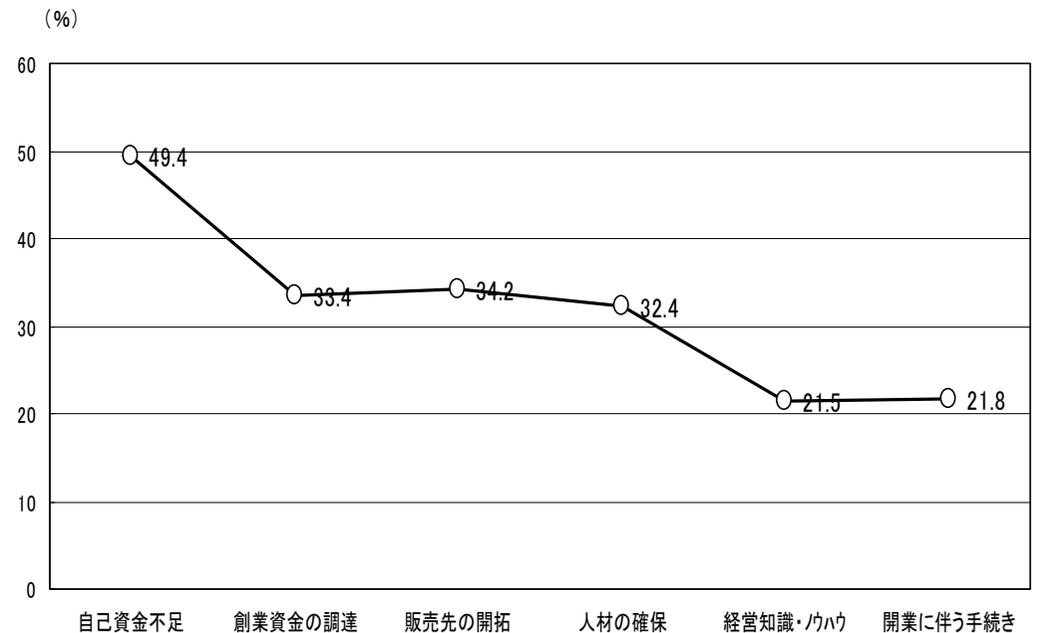
ベンチャー企業の創業時の課題としては、「資金調達の困難性」が最も大きくあげられている。

ベンチャーの経営課題（複数回答）



(出典) ITと企業行動に関する調査(総務省)

創業時の困難性（複数回答）



(出典) 中小企業白書(中小企業庁)

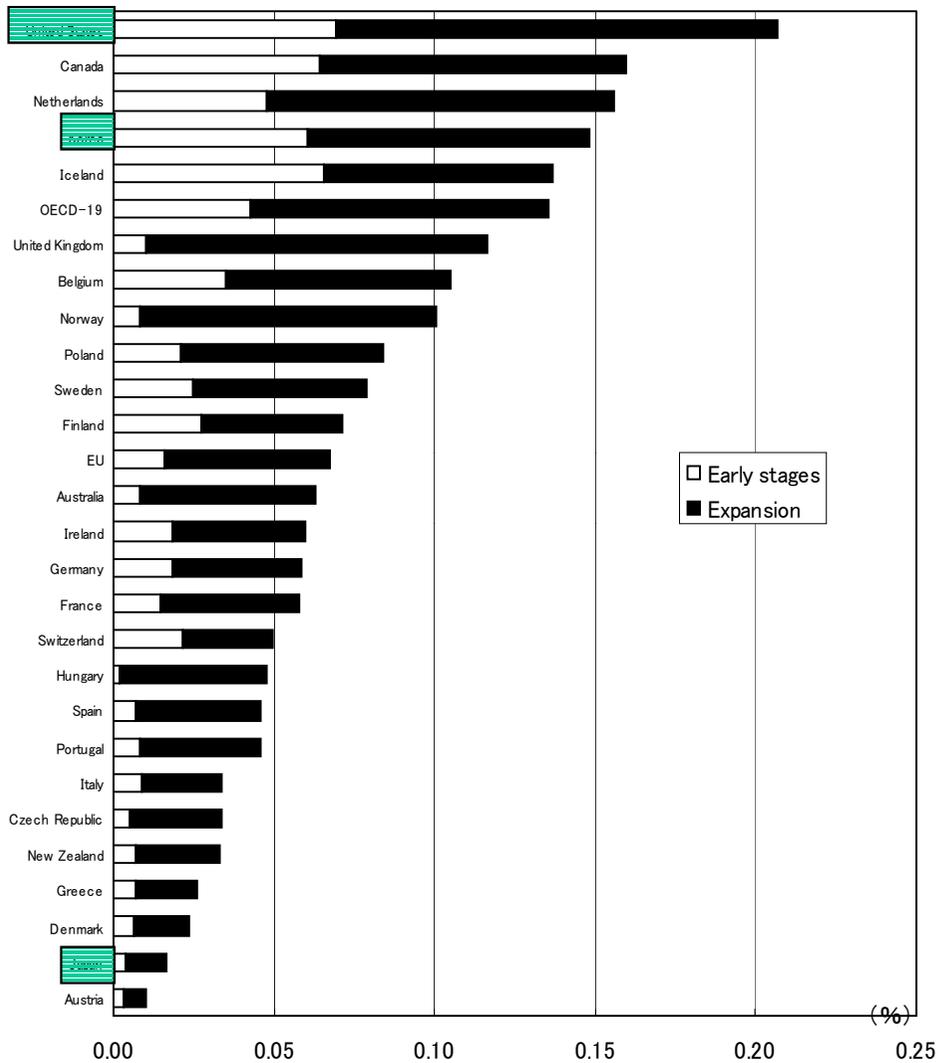
ベンチャーキャピタル投資状況

日本のVC投資額は、世界的に見ても極めて低水準となっており、情報通信分野に対する投資割合も低い。

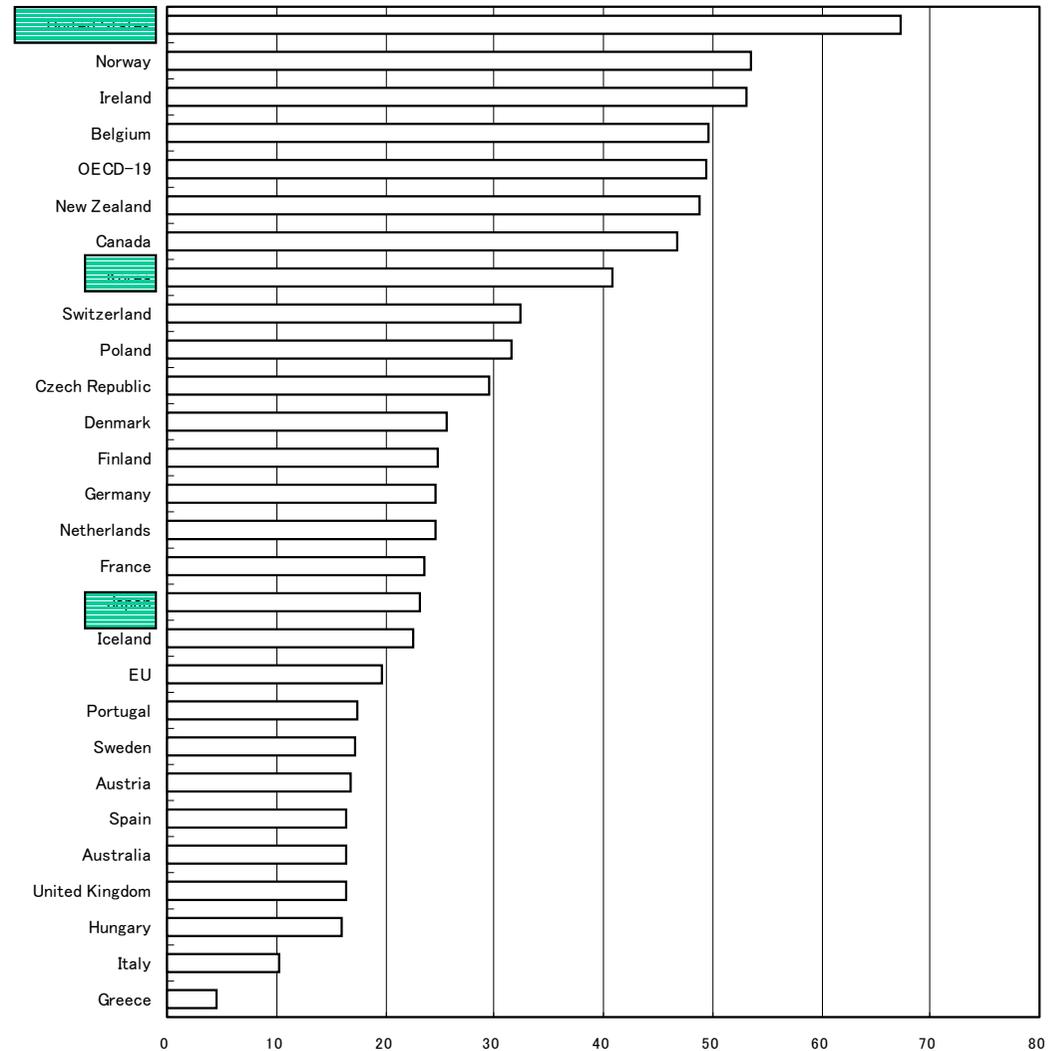
(出典)OECD、Science,Technology and Industry Scoreboard 2001

※国によっては、1995～1998等のデータとなっている。

VC投資額の対GDP比率（OECD諸国、1995～1999）

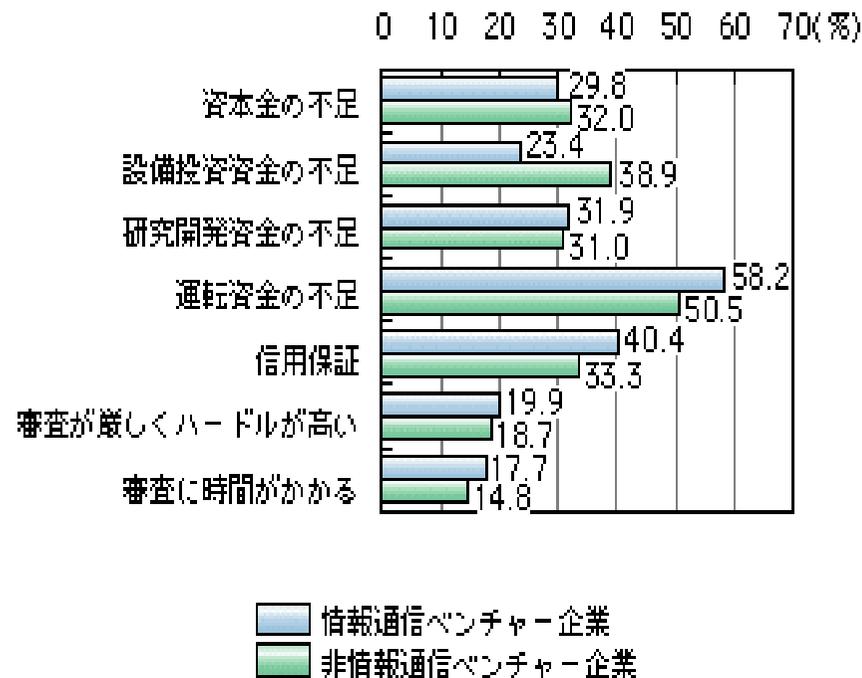


VC投資額に占めるIT分野の比率（OECD諸国、1995～1999）

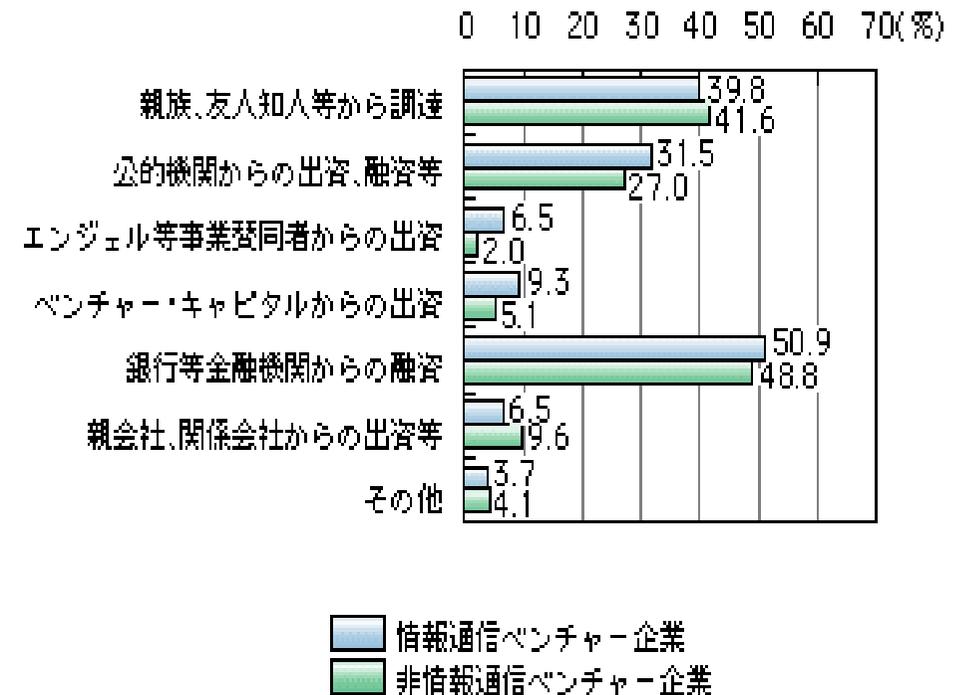


ベンチャー企業の資金調達状況

資金調達面の課題(創業時)(複数回答)



資金調達面の対応策(創業時)(複数回答)



(出典)情報通信白書(総務省)

研究開発費

	研究実施会社数	研究費総額 (百万)	1社あたりの 研究費(百万 円)
全産業	18,823	1,190,229	63
電気機械工業	1,888	270,992	144
電気機械器具工業	378	69,522	184
通信・電子電気計測器工業	1,510	201,470	133
ソフトウェア業	967	164,123	170
情報通信分野合計	4,743	706,107	149

※資本金10億円以下の企業

(出典)科学技術研究調査(総務省)を元に作成。

研究開発志向型企業の産業分布

業種	回答企業数	研究志向型企业数	研究志向型企业割合
ガラスセラミックス	13	1	7.7
その他製造業	113	25	22.1
化学・医薬品	45	12	26.7
機械	98	13	13.3
食品	38	5	13.2
精密機械	75	15	20.0
繊維	23	3	13.0
鉄鋼・非鉄・金属加工	40	4	10.0
電子・電機	171	28	16.4
木材・紙	6	0	0.0
輸送用機器	17	2	11.8

業種	回答企業数	研究志向型企业数	研究志向型企业割合
ソフトウェア	105	35	33.3
情報サービス	20	4	20.0

業種	回答企業数	研究志向型企业数	研究志向型企业割合
サービス・その他	121	15	12.4
住宅・建設	36	2	5.6
出版・印刷	11	2	18.2
流通	72	1	1.4

※研究開発志向型企业：研究開発費が売上高の10%以上の企業

(出典)日本のベンチャー企業と起業者に関する調査研究(科学技術政策研究所)